

神奈川県保険医協会会員の先生へ

医師賠償責任保険・ 個人賠償責任保険のおすすめ

医師賠償責任保険:団体割引20%適用

個人賠償責任保険:団体割引15%適用

神奈川県保険医協会では、三井住友海上火災保険株式会社と医師賠償責任保険の団体契約を行っています。下記の要領でご加入いただけますので、未加入の会員の皆さまもこの機会に是非ご加入くださいますようご案内いたします。

また、あわせて個人賠償責任保険も任意にてご加入できますのでご検討ください。

保 険 期 間 :平成29年5月1日午後4時から平成30年5月1日午後4時までの1年間

加入申込票ご提出先:神奈川県保険医協会 共済部

保 険 料 払 込 方 法 :保険料は下記口座へお振込みください。

(振込手数料は、保険料から差し引かないでください。)

振込先 : 横浜銀行 横浜駅前支店 (普) 0820262

名 義 : 神奈川県保険医協会

<自動継続の取扱いについて>

前年からご加入されている皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(ベッド数の変更など加入申込票の記載事項に変更がある場合には、加入申込票を改めてご提出していただく必要があります。)

<お問い合わせ先>

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社

〒221-0052

横浜市神奈川区栄町 7-1

MYXビル4階

TEL:045-461-8243

FAX:045-461-0692

【取扱代理店】

株式会社神保協

〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町 2-23-2

TS プラザビルビルディング 2F

TEL:045-313-2221

FAX:045-313-2231

<団体>

【取扱団体】

神奈川県保険医協会

〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町 2-23-2

TS プラザビルビルディング 2F

TEL:045-313-2111

FAX:045-313-2113

■ 保険金をお支払いする主な場合

〈1〉 医師賠償責任保険

この保険は、「医療上の事故」と「医療施設の事故」による損害賠償責任の両方を対象とする総合的な保険です。

医療上の事故

(医師特別約款) 日本国内において、被保険者(保険契約により補償を受けられる方)またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う医療行為に起因して患者の身体に障害を与えた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に発見された患者の身体障害に限ります。
 ※「身体の障害」とは、傷害および疾病をいひ、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
 ※「発見された」とは、次のいずれか早い時をもってなされたものとします。

- 医療業務による患者の身体の障害を、被保険者が最初に認識した時、または認識しえた時
- 被保険者に対して損害賠償請求が提起された時、提起されるおそれがあると被保険者が認識した時、または認識し得た時

医療施設の事故

(医療施設特別約款) 日本国内において、被保険者の医療施設もしくは医療設備の不備または従業員の不注意が原因となって、保険期間中に、患者、付添人、見舞客等の第三者に身体障害を与えたり、他人の財物を滅失、破損、汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

〈2〉 個人賠償責任保険

この保険は、住宅^(注)の所有・使用または管理に起因する偶然な事故、あるいは、被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の財物を損壊して被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。日本国内で発生した事故が対象となります。

(注) 記名被保険者の居住の用に供される住宅をいひ、敷地内の動産および不動産を含みます。

■ お支払の対象となる損害

保険金の種類	内容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(被害者の応急手当等)に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

※1 上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証の支払限度額を限度とします。なお、②損害防止費用および④緊急措置費用を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

※2 上記⑤協力費用、⑥争訟費用の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥争訟費用については①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には次の金額を限度とします。

$$\text{○お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

※3 被保険者が損害賠償請求権者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

■ 保険金をお支払いしない主な場合

医師賠償責任保険

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

<普通保険約款でお支払いしない主な場合>

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騷擾(じょう)、労働争議に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任
- 液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)、または固体の排出、流出または益(いっ)出に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。)
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任(ただし、医学的、科学的利用または一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。)

<特別約款でお支払いしない主な場合—医師特別約款>

- 被保険者の業務を行う施設もしくは設備または航空機、車両(原動力がもっぱら人力であるものを含みます。)、自動車(原動機付自転車を含みます。)、船舶もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 名誉毀(き)損または秘密漏えいに起因する損害賠償責任
- 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する損害賠償責任
- 医療の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- 所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任は除きます。

<特別約款でお支払いしない主な場合—医療施設特別約款>

- 被保険者またはその使用人その他被保険者のために医療行為を行う者の医療上の行為による身体の障害に起因する損害賠償責任
- 医療施設の新築、改築、修理、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- 航空機、自動車または医療施設(設備を含みます。)外における船・車両(原動機付自転車を含み、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 生産物または仕事の瑕疵(かし)に基づく生産物または仕事の目的物の滅失、破損または汚損それ自体の損害賠償責任
- 昇降機の所有、使用または管理について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害賠償責任
- 被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任

個人賠償責任保険

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
 - 戦争、暴動、天災（地震、噴火、洪水、津波など）等に起因する損害賠償責任
 - 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
 - 被保険者が他人から借りたり預かったりしている財物が損害を受けたことにより、被保険者が貸主に対して負担する損害賠償責任
 - 航空機、船舶・車両（注1）または銃器（注2）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- 等
- （注1）原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。
（注2）空気銃を除きます。
- ※上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款、特別約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので必ずご確認ください

■ 加入資格

<医師賠償責任保険>

- この保険に加入できるのは申込人・記名被保険者が神奈川県保険医協会の会員である場合に限りです。
 - 加入タイプ[1型]、[2型]は開設者が日本医師会のA会員ではない医療機関と法人診療所、法人病院及び歯科診療所です。
 - 加入タイプ[3型]は勤務医で神奈川県保険医協会の会員の場合です。（日本医師会のA会員を除きます）
- （注）加入タイプの詳細については下記「保険料と支払限度額」をご参照ください。

<個人賠償責任保険>

- この保険で申込人・記名被保険者になれるのは、神奈川県保険医協会の個人会員に限りです。

■ 保険料と支払限度額

○医師賠償責任保険

[1型] 診療所

種類				A	B	C	D	E
一般診療所／保険料				31,290円	41,760円	47,520円	52,540円	61,870円
歯科診療所／保険料				5,630円	6,140円	6,540円	7,310円	9,140円
支払 限度額	(1) 医療上の事故	身体賠償	1事故	1,000万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円	10,000万円
			期間中	3,000万円	6,000万円	9,000万円	15,000万円	30,000万円
	(2) 医療施設の 事故	身体賠償	1名	1,500万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円	10,000万円
			1事故	3,000万円	4,000万円	6,000万円	10,000万円	20,000万円
		財物賠償	1事故	150万円	200万円	300万円	500万円	1,000万円

[2型] 病院

種類				A	B	C	D	E
一般病院(病床数99以下)／保険料				保険料はベッド数によって決まります。保険料につきましては、神奈川県保険医協会へお問い合わせください。				
療養型病院／保険料								
精神病院／保険料								
支払 限度額	(1) 医療上の事故	身体賠償	1事故	1,000万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円	10,000万円
			期間中	3,000万円	6,000万円	9,000万円	15,000万円	30,000万円
	(2) 医療施設の 事故	身体賠償	1名	1,000万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円	10,000万円
			1事故	6,000万円	12,000万円	18,000万円	30,000万円	60,000万円
		財物賠償	1事故	100万円	200万円	300万円	500万円	1,000万円

[3型] 勤務医

種類				A	B	C	D	E	F
医科／保険料				14,570円	20,580円	27,530円	31,310円	34,580円	40,660円
歯科／保険料				3,070円	3,300円	3,620円	3,840円	4,290円	—
支払 限度額	医療上の事故	身体賠償	1事故	500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円	10,000万円
			期間中	1,500万円	3,000万円	6,000万円	9,000万円	15,000万円	30,000万円

※[1型]～[3型]の保険料は、記名被保険者数500名以上の場合です。

※免責金額について [1型]～[3型]について医療上の事故については免責金額はありません。医療施設の事故の場合は、1事故につき、1,000円の免責金額があります。

○個人賠償責任保険(賠償責任補償)

種類	A	B	C
年間保険料	1,280円	1,400円	1,480円
支払限度額	1,000万円	2,000万円	3,000万円

※保険料は記名被保険者数100名以上の場合です。※免責金額はありません。

- ・前年度ご加入いただいた記名被保険者の人数にしたがって割引率が適用されます。
- ・保険料の払込方法はその全額を払い込む一時払となります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- ・免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客様の自己負担となる金額をいいます。
- ・お客様が実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、上記表にてご確認ください。

■ 保険期間 平成29年5月1日午後4時～平成30年5月1日午後4時まで1年間

■ 加入申込方法と保険責任開始

○医師賠償責任保険・個人賠償責任保険に加入する場合は、必ず、加入者氏名、医科・歯科の区別、加入型式を所定の加入申込票に記載の上、お申し込みください。振込用紙の控えが領収証となります。銀行からの自動引去りの場合は（年一回4/25に引き落とし）、当協会において銀行振替を行います。

○＜自動継続の取扱いについて＞

前年からご加入されている皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（ベッド数の変更など加入申込票の記載事項に変更がある場合には、加入申込票を改めてご提出していただく必要があります。）

○ご加入された場合は、三井住友海上火災保険株式会社発行の加入者証をお送りいたします。

○保険期間は毎年5月1日から翌年5月1日までの1年間ですので、中途加入の場合は保険料が専用口座に入金され、代理店に保険料を納めたときから次に迎える5月1日までです。但し、加入時に既に発生している事故は保険の対象外となります。

■ ご加入内容確認事項(個人賠償責任保険)

<p>ご加入に際し、以下の事項を十分にご確認ください。</p> <p>本確認事項は、ご加入いただく保険契約がお客さまのご希望にそった内容であることを確認させていただくために必要な事項です。お手数ですが、次の①～④の項目について「今回ご加入の保険契約」がお客さまのご希望にそった内容となっていること、ならびに、他の保険契約との重複について「加入申込票」、「本パンフレット」等でご確認ください。</p> <p>①保険の種類、補償内容、セットしている特約 ②支払限度額 ③被保険者の範囲 ④保険期間</p> <p>なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。</p>

■ 事故が発生した場合 ※個人賠償責任保険が「重要事項のご説明」(別冊)の6～7ページをご確認ください。

(1) 事故にあわれたときの引受保険会社へのご連絡等

医療業務に起因した身体障害事故を発見したとき、または医療施設に起因した事故が発生したときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

①損害の発生および拡大の防止 ②相手の確認 ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

事故は いち早く

24時間365日事故受付サービス **0120-258-189** (無料)へ

「三井住友海上事故受付センター」

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類、診療録、看護記録
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権を確認する書類	
①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②他人の財物損壊（財物の使用不能による間接損害を含みます。）の程度、損害の額および損害賠償請求権を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証（写）、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部（個人）事項証明書
③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権を確認する書類	
④損害賠償請求権に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証（兼）念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

○引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

○保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

○損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

- ①この保険は神奈川県保険医協会が保険契約者となる団体契約です。
- ②ご加入の際は、加入申込票の記入内容を再度ご確認ください。
- ③この保険のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（賠償責任保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。
- ④取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ⑤ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- ⑥＜保険会社破綻時等の取扱い＞（平成29年1月現在）
 - 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。
 - この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。
 - 補償対象となる場合には保険金や解約返戻金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- ⑦ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認下さい。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。